

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第11号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第16条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上<u>（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>あつては、<u>年額150万円以上</u>）の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> <p>(地域手当の支給)</p> <p>第19条の2 条例第21条第2項若しくは第3項又は第21条の2の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条の3第4項及び第5項、第24条の6第3項並びに第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は半日勤務日等に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき<u>2,700円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、<u>3,900円</u>）</p>	<p>第16条 任命権者は、次に掲げる者を扶養親族として認定することができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) 略</p> <p>(地域手当の支給)</p> <p>第19条の2 条例第21条第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第24条の3第4項及び第5項、第24条の6第3項並びに第27条第2項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第23条第1項の特殊勤務手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童等に対する指導業務で週休日等又は半日勤務日等に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき<u>1,900円</u>（任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、<u>2,700円又は3,600円</u>）</p>

(7)～(14) 略  
5～7 略

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表  
(第8条の2第3項第1号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	13,300円

別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2第3項第1号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	12,900円

別表第1の4 高等学校等教育職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表 (第8条の2第3項第2号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	12,600円

別表第1の5 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表 (第8条の2第3項第2号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	12,300円

(7)～(14) 略  
5～7 略

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表  
(第8条の2第3項第1号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	13,100円

別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表 (第8条の2第3項第1号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	12,700円

別表第1の4 高等学校等教育職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表 (第8条の2第3項第2号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	12,500円

別表第1の5 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表 (第8条の2第3項第2号関係)

職務の級	調整基本額
略	
4級	12,200円

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2から別表第1の5までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の2から別表第1の5までの規定は、令和8年1月1日から適用する。